

2025年7月24日
不二サッシ株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、不二サッシ株式会社(以下、「当社」)は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」)に基づく勧告(以下、「本勧告」)を受けました。お取引先様をはじめ関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 本勧告について

- (1)当社は、当社製品を構成する部品の一部(以下、「本件部品」)について、その製造を下請法の適用対象となるお取引先様(以下、「対象事業者様」)に委託しておりますが、納入品受入れ時において、受入検査の一部を行っていないにもかかわらず、その納入品に瑕疵があることを理由に、本件部品を引き取らせ、その送料を負担させていました。また引き取りにあたって瑕疵がある部品と合わせて納入された、同仕様の本件部品について、無償で仕分け作業をさせ、これらの行為が、下請法第4条第1項第4号(不当な返品の禁止)の規定に違反すると判断されたものです。
- (2)当社が所有する金型(以下、本金型等)を一部の対象事業者様へ貸与しておりますが、本金型等を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、対象事業者様に対して、本金型等を無償で保管させていました。この行為が、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反すると判断されたものです。

2. 本勧告に対する当社の対応

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において下請法に違反する行為が発生することのないよう、本件について役員及び従業員に周知徹底するなど、本勧告において求められた措置を速やかに実行するとともに、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

今後、保管・返品等にかかる費用のお支払いについては、対象事業者様との間で誠実に協議を行い、公正取引委員会にご確認をいただきながら速やかに対応してまいります。

以上

【お問い合わせ先】

不二サッシ株式会社 経営管理部広報室
TEL:03-6867-0777